長野県

○人事委員会委員再任
林新一郎委員は、二十五年十二月二十日再任された。

岐阜県

○人事委員会委員再任
新見佐知子委員は、二十五年十二月二十一日再任された。

香川県

○収用委員会委員任命
堀井茂委員は、二十五年十二月二十六日任期満了し、同月二十七日次の者が任命された。
収用委員会委員　大平　昇
○収用委員会委員再任
川﨑達夫委員は、二十五年十二月二十七日再任された。

福岡県

○人事委員会委員再任
井手和英委員は、二十五年十二月二十四日再任された。

官庁報告

官庁事項

旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知

平成二十六年一月十四日
外務大臣　岸田　文雄

次に掲げる者は、旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第十九条第一項第二号に該当しますので、その所持する一般旅券を平成二十六年二月十七日までに外務大臣又は領事官に返納するよう命じます。

なお、この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）の定めるところにより、外務大臣に対し異議申立てができます。異議申立ては、処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内にしなければなりません。

また、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の定めるところにより、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することもできます。取消しの訴えは、処分があったことを知った日から六か月を経過したときは、提起することができません。また、取消しの訴えは、処分の日から一年を経過したときは、提起することができません。

一、氏　名　藤本　順二
生年月日　昭和三十八年九月十六日生
旅券申請上の住所　東京都江東区
二、返納すべき旅券
旅券番号　TZ〇八二六二五九
発行年月日　平成二十五年三月十三日
旅券名義人　藤本　順二
三、返納すべき理由
当該旅券名義人は、平成二十三年十一月二十一日、東京簡易裁判所から、金融商品取引法違反、電磁的公正証書原本不実記録・同供用事件の被疑者として逮捕状が発付され、平成二十五年十一月二十八日、警察庁から外務大臣にその旨通報があったことから、旅券の交付の後に、旅券法第十三条第一項第二号に該当する者であることが判明したものである。よって、本件は、一般旅券の返納を命ずることができる場合となる旅券法第十九条第一項第二号に該当する。

国家試験

平成二十五年度一級土木施工管理技術検定合格者の公告及び合格証明書交付申請の受付

平成二十五年度一級土木施工管理技術検定の合格者及び合格証明書の交付について、施工技術検定規則（昭和三十五年建設省令第十七号）第三条及び第八条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年一月十四日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　平成二十五年度一級土木施工管理技術検定合格者　平成二十五年度一級土木施工管理技術検定に合格した者は、一〇、二九九名である。

二　合格者の受験番号の掲示　合格者の受験番号を次の各地方整備局、北海道開発局、北海道開発局釧路開発建設部、沖縄総合事務局及び青森県庁並びに中国地方整備局岡山河川事務所・岡山国道事務所において掲示する。

なお、掲示する番号は、当該地区内で受験した者の受験番号である。

札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課
釧路市幸町十丁目三番地　国土交通省北海道開発局釧路開発建設部総務課
青森市長島一丁目一番一号　青森県県土整備部監理課
仙台市青葉区二日町九番十五号　国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課
さいたま市中央区新都心二番地一　国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課
新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　国土交通省北陸地方整備局企画部技術管理課
名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課
大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課
広島市中区上八丁堀六番三十号　国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課
岡山市北区鹿田町二丁目四番三十六号　国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所
岡山市北区富町二丁目十九番十二号　国土交通省中国地方整備局岡山国道事務所
高松市サンポート三番三十三号　国土交通省四国地方整備局企画部技術管理課
福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号　国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課
那覇市おもろまち二丁目一番一号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

三　合格証明書の交付申請
㈠　申請することができる者　一般財団法人全国建設研修センターの行う一級土木施工管理技術検定実地試験に合格した者
㈡　提出書類　合格証明書交付申請書
㈢　申請の受付期間　平成二十六年一月十四日から平成二十六年一月二十八日までとする。ただし、郵送によるときは受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

四　申請書等の提出先　申請書等の提出先は次の各地方整備局、北海道開発局及び沖縄総合事務局とする。

〒〇六〇―八五一一　札幌市北区北八条西二丁目　国土交通省北海道開発局事業振興部技術管理課
〒九八〇―八六〇二　仙台市青葉区二日町九番十五号　国土交通省東北地方整備局企画部技術管理課
〒三三〇―九七二四　さいたま市中央区新都心二番地一　国土交通省関東地方整備局企画部技術管理課
〒九五〇―八八〇一　新潟市中央区美咲町一丁目一番一号　国土交通省北陸地方整備局企画部技術管理課
〒四六〇―八五一四　名古屋市中区三の丸二丁目五番一号　国土交通省中部地方整備局企画部技術管理課
〒五四〇―八五八六　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号　国土交通省近畿地方整備局企画部技術管理課
〒七三〇―八五三〇　広島市中区上八丁堀六番三十号　国土交通省中国地方整備局企画部技術管理課
〒七六〇―八五五四　高松市サンポート三番三十三号　国土交通省四国地方整備局企画部技術管理課
〒八一二―〇〇一三　福岡市博多区博多駅東二丁目十番七号　国土交通省九州地方整備局企画部技術管理課
〒九〇〇―〇〇〇六　那覇市おもろまち二丁目一番一号　内閣府沖縄総合事務局開発建設部技術管理課

五　合格証明書交付　申請者に対し平成二十六年二月下旬以降に合格証明書を交付する。

公告

諸事項

工場財団

岩手県盛岡市上田二丁目19番56号**盛岡ガス株式会社**の工場財団に岩手県岩手郡滝沢村滝沢字高屋敷11番地23盛岡ガス株式会社瓦斯工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年1月14日　盛岡地方法務局

福岡県糟屋郡新宮町緑ケ浜三丁目1番1号**株式会社フランソア**の工場財団に長崎県諫早市津久葉町278番地9株式会社フランソア長崎工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年1月14日　長崎地方法務局諫早支局